

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-194619

(P2017-194619A)

(43) 公開日 平成29年10月26日(2017.10.26)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
G09F	7/00	(2006.01)	G09F	7/00	A			
A47B	96/14	(2006.01)	A47B	96/14	E			
A47B	61/00	(2006.01)	A47B	61/00	501Z			
G09F	7/18	(2006.01)	G09F	7/18	D			

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2016-85799 (P2016-85799)
 (22) 出願日 平成28年4月22日 (2016.4.22)

(71) 出願人 000139780
 株式会社イトーキ
 大阪府大阪市城東区今福東1丁目4番12号
 (74) 代理人 100099966
 弁理士 西 博幸
 (74) 代理人 100134751
 弁理士 渡辺 隆一
 (72) 発明者 藤本 有希
 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 株式会社イトーキ 内
 (72) 発明者 井本 健一
 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 株式会社イトーキ 内

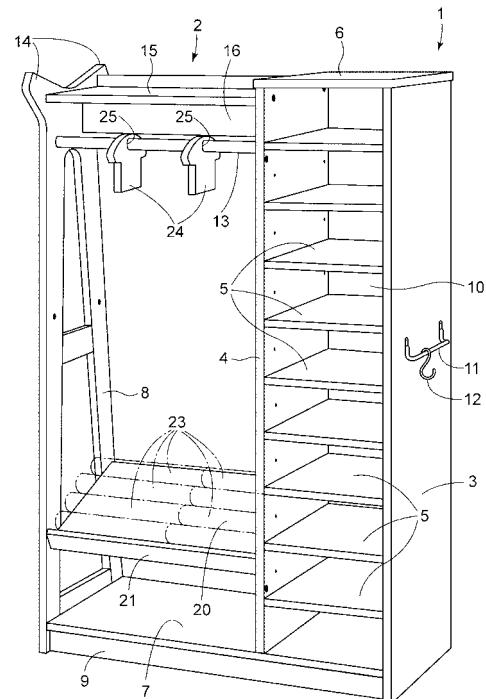
(54) 【発明の名称】 収納家具及びこれに使用する吊り下げ式標識

(57) 【要約】

【課題】衣類収納部を有する児童用収納家具において、脱いだ衣服をハンガーに掛けて収納するという習慣が自然に身につけやすい態様を提供する。

【手段】衣類収納部2は、ハンガー17を着脱自在なハンギングバー13を備えている。ハンギングバー13に、衣類を模した標識24がスライド自在に嵌め込まれている。標識24は、ある程度の厚さがあるのが好ましく、また、ハンギングバー13に対して着脱不能に嵌まっているのが好ましい。標識24は意味を持つ形状であるため、児童は標識24に親近感を持って、服を脱いだらこれをハンガー17に掛けて標識24と並べてハンギングバー13に吊り下げるといった動作を取りやすい。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

衣類収納機能を有する家具に水平配置されたハンギングバーに吊り下げられる標識であって、

衣類又はキャラクター若しくは他の有意な形態を適用した態様になっている、
収納家具用の吊り下げ式標識。

【請求項 2】

木製板又は線材若しくは他の素材から成っていて薄型であり、前記ハンギングバーに端からしか挿脱できない構造になっている、

請求項 1 に記載した収納家具用の吊り下げ式標識。

10

【請求項 3】

衣類用ハンガーを着脱自在なハンギングバーが水平姿勢に配置されたハンギングバーと、前記ハンギングバーにスライド自在に吊り下げられた標識とを有しており、

前記標識は、衣類又はキャラクター若しくは他の有意な形態を適用した態様に形成されていると共に、前記ハンギングバーに端からしか挿脱できない構造になっている、
収納家具。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本願発明は、少なくとも一部を衣類収納部と成してこれにハンガー用ハンギングバーを水平配置している家具、及び、この家具のハンギングバーに吊り下げられる標識に関するものであり、特に、児童が使用するものを好適な対象にしている。

20

【背景技術】**【0002】**

衣類の収納機能を有する家具は、様々な構造が存在している。例えば特許文献 1 には、ランドセル等を収納できる棚を有すると共に、ハンガー吊り懸け式の衣類収納部を備えた収納家具（整理棚）が開示されている。この特許文献 1 は、ランドセルを収納するという説明から、児童用であると云える。

【0003】

児童用の収納家具の場合、児童が使いやすいという機能が求められるが、何よりも、児童が家具を適正に使用することが必要である。例えば、整理棚の場合、物品を所定の場所に収納することが必要であり、そうでないと整理棚の意味がなくなる。この点は、児童自身の意識や躰けの問題であるとも云えるが、児童が家具を適正に使用するための誘因が家具に備わっていると、児童は自発的に家具を適切に使用することになるため、教育的にも好ましい。

30

【0004】

そこで更に検討するに、児童が家具を適正に使用しやすいか否かは、物品によって異なるといえる。例えば、ランドセルはある程度の重量があるため、ランドセル用棚板が高い場所であると、たとえそこにランドセルをおくべきと判っていても、床に置いてしまうようなことになり兼ねない。特に、低学年の場合はそのような傾向が高くなるといえる。従って、ランドセルを載置する場所は、児童がランドセルを高く持ち上げることなく載せ降ろしできる高さで、かつ、上方はオープンになっているべきである。

40

【0005】

他方、児童は登校前の下校後において着替えることが普通であり、そこで、特許文献 1 においても整理棚に衣服の収納機能も持たせているが、衣服の場合は柔らかくどこにでも載置できるという特性がある一方、ハンガーに掛けるという手間が必要であることから、衣類収納部の底板に載せたままにしておくということも有り得る。この場合、衣類をきれいに畳んで置くことは稀であり、放り投げるようにして乱雑に置いたままにすることが多いと云えるため、見た目も悪くなることが多い。

【0006】

50

そこで、服を脱いだらハンガーに掛けて収納するという習慣をつけさせる必要があり、そのための手段として、家具自体に、衣類をハンガーに掛けて吊るすことを児童が自発的に行うような手段（誘因）が講じられていると、非常に好ましい。しかし、従来の児童用家具において、このような配慮は成されていない。

【0007】

他方、特許文献2, 3には、ハンギングバーに仕切り又は識別標識を吊支することが開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】意匠登録第1537385号公報

【特許文献2】実開昭63-59543のマイクロフィルム

【特許文献3】特開2000-259082号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

ハンガー式の衣類収納部は、基本的にはハンギングバーが水平姿勢で配置されているだけであるため、ハンガーを使用して衣服を掛けることを促すためには、ハンガーに工夫を加えるか、又は、特許文献2, 3の考え方を利用して、ハンギングバーに何らかの誘因部材を吊るすかのいずれかであると云えるが、ハンガーは持ちやすさ等の機能上の制約が多いため、児童の注意を引き付けるような工夫を加え難い。

【0010】

他方、特許文献2, 3を利用して、仕切りや標識に文字等の何らかの表示を施すことが考えられるが、特許文献2, 3の仕切り又は標識は単なる薄い板であってそれ自体が注意を引くものではないため、何らかの表示を施したとしても児童に対する訴求力は弱くて、児童の自発的な行動を促すことは期待できないと云える。特に、小学校に入学したての児童の場合は、文字を読めないか読める文字が限られているため、文字による誘導効果は殆ど期待できないと推測される。

【0011】

本願発明はこのような現状を契機として成されたものであり、衣類収納部を有する家具において、衣類収納部としての機能を見た目において印象付けることにより、その適切な使用を促さんとするものである。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本願発明は、各請求項の構成を含んでいる。このうち請求項1の発明は、衣類収納機能を有する家具に水平配置されたハンギングバーに吊り下げられる板状の標識であり、この標識は、衣類又はキャラクター若しくは他の有意な形態を適用した態様になっている。

【0013】

請求項1の標識の展開例として、請求項2の発明では、木製板又は線材若しくは他の素材から成っていて薄型であり、前記ハンギングバーに端からしか挿脱できない構造になっている。標識が木製である場合は、ある程度の厚さ（例えば10mm前後）を有するのが好ましい。

【0014】

本願発明は、衣類収納用家具も含んでいる。この家具は、請求項3のとおり、衣類用ハンガーを着脱自在なハンギングバーが水平姿勢に配置されたハンギングバーと、前記ハンギングバーにスライド自在に吊り下げられた標識とを有しており、前記標識は、衣類又はキャラクター若しくは他の有意な形態を適用した態様に形成されていると共に、前記ハンギングバーに端からしか挿脱できない構造になっている。

【0015】

なお、標識を衣類の形状にする場合、半袖シャツの形状やスカートの形状など、様々な

10

20

30

40

50

衣類の形状を採用できる。また、標識は、衣服の他に、アニメやマンガのキャラクターに似せたり、動物の頭も姿態に似せたり、人の形に似せたりと、意味を持つ様々な形態を採用できる。人に似せる場合、本人や親の顔写真シールを貼ることも可能である。1本のハンギングバーに、複数種類の標識を吊り懸けることも可能である。

【0016】

また、本願発明における「有意な形態を適用」とは、標識が、その全体から何らかの意味をもつものとして人に認識される状態になっているということであり、これには、標識を単一構造にして、その外形等を何らかの意味をもつ形状に形成することや、複数の部材によって、何らかの意味を表現することを含んでいる。この場合、標識には、1つの意味を持たせることには限らず、複数の意味を持たせることも可能である。

10

【発明の効果】

【0017】

例えば児童の場合、収納家具のハンギングバーにハンガーを使用して衣類を掛けるべきことは教えられており、衣類収納部の意味を知らない訳ではない。判ってはいるが、ついつい、脱いだ衣服をハンガーに掛ける手間を惜しんでしまうということである。

【0018】

この点、本願発明では、ハンギングバーに吊支された標識は意味を持っているため、標識から刺激を受けて、服を脱いだらハンガーに掛けて標識と一緒に吊り下げようという動作を無意識にとりやすいと云える。換言すると、標識が招き効果（動機づけ、誘因）を発揮して、使用者に、標識と並べてハンガーを吊り下げる動作を取らせるのである。特に、標識が衣類の形態であると、衣類を収納すべき場所であることを使用者に強く認識させるため、ハンガーに掛けて整理して収納せねばならないという内なる意識をブッシュして、衣類をハンガーに掛ける動作を取らせやすいといえる。

20

【0019】

このように、本願発明では、ハンガーを使用した衣類の収納を促して、室内を綺麗に片づけた状態にすることが可能になる。特に児童用に使用すると、躰け効果を発揮して、衣類をハンガーに掛けて収納する習慣を自然に身に付けやすいため、特に好適である。

【0020】

標識は様々な材料で製造できるが、請求項2のうち木製板を採用すると、地肌のままであっても、木の持つ質感・温かみによって、人にハンガーを取らせる機能が高くなると推測される。また、請求項2では、ハンガーは薄型であるため、衣服の収納の邪魔をしない状態に吊るすことができるため、好適である。また、標識はハンギングバーにスライド自在であるため、ハンガーの吊り掛けの邪魔にならないし、ハンガー（及びこれに掛けられた衣服）の上に配置可能であるため、視認性にも優れている。

30

【0021】

標識は、ハンギングバーに対する吊支部を鉤状に形成して、ハンギングバーを家具に固定したままで着脱できる構成とすることも可能であるが、請求項2、3のように、ハンギングバーの端からしか嵌脱できない構成を採用すると、ハンガーの係脱に際して標識が外れてしまうような不具合を防止できる。また、ハンギングバーを家具から取り外さないで標識も取り外しできないため、使用者が取り外してしまっただけで標識の効果がなくなるような事態を防止できる利点もある。この場合も、標識はハンギングバー上を移動自在であるため、ハンガーの吊り掛けの障害になることはなく、見やすい位置に配置できる。

40

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図1】一実施形態に係る家具の全体斜視図である。

【図2】(A)は図1の左側面図、(B)は、図1のうち衣類収納部の個所の縦断側面図である。

【図3】他の実施形態を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0023】

50

次に、本願発明の実施形態を図面に基づいて説明する。本実施形態は、児童が家庭で使用する収納家具（整理棚）に適用している。家具は、左右に並設された棚部 1 と衣類収納部 2 とで構成されている。

【 0 0 2 4 】

(1). 棚部

棚部 1 は、一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 との間に棚板 5 を多段かつ着脱自在に装架した構成であり、一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 との上端には天板 6 が固定されて、一方の外側板 3 の下端と中間仕切り板 4 の下端とは、底板 7 に固定されている。底板 7 は、一方の外側板 3 と共用されており、一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 とは、底板 7 に上から載っており、底板 7 に下方から挿通したビスが一方の外側板 3 及び中間仕切り板 4 にねじ込まれている。

10

【 0 0 2 5 】

底板 7 は、一方の外側板 3 と他方の外側板 8 との間に装架されており、底板 7 の前端部と下端部の下方には巾木 9 を設けている。また、棚部 1 は、背板 10 を備えている。この背板 10 は、一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 との間に配置されており、一方の外側板 3 及び中間仕切り板 4 に対して、ファスナ装置で固定されている。

【 0 0 2 6 】

この場合、背板 10 は、一方の外側板 3 及び中間仕切り板 4 に対して、その前部と後部とのいずれも付け替えることができる。従って、背板 10 を付け替えることにより、図示のように棚部 1 が右に位置した仕様と、棚部 1 が左に位置した仕様とに変更できる。

20

【 0 0 2 7 】

なお、一方の外側板 3 の外面には、前後に長いブラケット 11 が固定されており、ブラケット 11 に、フック 12 を介してランドセルや袋等の物品を吊り懸けることができる。棚板 5 は、ねじ込み式等のピンにより、前後から一方の外側板 3 及び中間仕切り板 4 で支持されている。このため、一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 とには、ピンの取付け穴が多段に空いている。

【 0 0 2 8 】

(2). 衣類収納部

衣類収納部 2 は、他方の外側板 8 と中間仕切り板 4 との間に形成されており、他方の外側板 3 の上端寄り部位と中間仕切り板 4 の上端寄り部位とにハンギングバー 13 を掛け渡して、ハンギングバー 13 の端面が、それぞれビス（図示せず）で他方の外側板 8 の上端寄り部位と中間仕切り板 4 とに固定されている。

30

【 0 0 2 9 】

一方の外側板 3 と中間仕切り板 4 とは全高に互って前後等幅の帯板であるが、他方の外側板 8 は、側面視において上端近くまで上窄まりになっており、上端部には、前後一对のツノ部 14 が形成されている。ツノ部 14 は上下面とも傾斜した斜め上向きの姿勢であり、従って、他方の外側板 8 の上面は、側面視で V 形に挟られている。ツノ部 14 には、例えば帽子を掛けることができる。また、他方の外側板 8 は、軽量化や採光のために大きく挟られている。

【 0 0 3 0 】

他方の外側板 8 の上端部と中間仕切り板 4 の上端部との間には、水平姿勢の上板 15 が装架固定されており、上板 15 の前後中間部に、下向きの補強板 16 が固定されている。そして、上板 15 の下方にハンギングバー 13 が配置されているが、図 2 (B) のとおり、ハンギングバー 13 は前後中間位置よりも若干の寸法 E だけ手前側にずらして配置されており、この状態で、ハンギングバー 13 に吊り掛けたハンガー 17 及び衣服 18 は、部分的に家具の手前にはみ出るように設定されている。

40

【 0 0 3 1 】

また、既述のように、家具は、棚部 1 と衣類収納部 2 とを左右に変えて使用できるものであり、そこで、図 2 (A) のとおり、他方の外側板 8 及び中間仕切り板 4 に、前後一対ずつのハンギングバー取り付け穴（ビス挿通穴）19 を前後対称に設けている。従って、

50

衣類収納部 2 が右に位置した状態においても、ハンガー 17 及び衣服 18 は家具の手前に部分的にはみ出る。

【0032】

衣類収納部 2 の下方部には、補助棚板 20 を着脱自在に配置できるようになっている（図 2 B において、補助棚板 20 の断面表示は省略している）。補助棚板 20 は、その長手一端縁に上向きの堰板 21 を設けており、実線に示すように、堰板 21 を手前に位置させて前傾姿勢に配置したり、図 2（B）に一点鎖線で示すように、堰板 21 を後ろに位置させて水平姿勢に配置したりすることができる。

【0033】

つまり、補助棚板 20 は、他方の外側板 8 及び中間仕切り板 4 に設けた前後一対ずつのピン 22 で支持されるが、ピン 22 を 2 本ずつ 2 段に設けて、同じ高さのピン 22 で支持したり、手前の下段ピン 22 と後ろの上段ピン 22 とで支持したりすることにより、姿勢を変えて載置することができるようになっている。

10

【0034】

補助棚板 20 の前部及び後部の下面には、ピン 22 に上から嵌まる係合溝が形成されているが、水平姿勢と傾斜姿勢とで前後ピン間の間隔が相違するので、前後の係合溝のうち片方を前後に長い長溝に形成している。これにより、前後ずれを防止した状態で、姿勢を変えることができる。

【0035】

特許文献 1 の場合、衣類収納部 2 は全高にわたって形成されているが、上着にしてもコートにしても、衣服の高さ（丈）が衣類収納部 2 の全高にわたる高さであることはないのが普通であり、従って、特許文献 1 では、衣類収納部 2 の下方部がデッドスペースになるおそれがある。これに対して本実施形態では、衣類収納部 2 の下方部に補助棚板 20 を設けたことにより、デッドスペースを利用して各種の物品の収納できる。

20

【0036】

また、補助棚板 20 の下方の空間も物品の収納空間として利用できるため、衣類収納部 2 の下方の部位を 2 段式の収納部と利用できる。このため、物品を整理して収納できる。しかも、補助棚板 20 は前傾姿勢にできるため、ハンギングバー 13 に衣服 18 が掛かっている場合、物品 23 の出し入れを行いやすい利点がある。特に、ハンカチ、タオル、靴下といった小物を整理するのに重宝であると云える。

30

【0037】

更に、小物を畳んだ状態で整理して置いた綺麗な状態を子供に視認させやすいため、畳んだり揃えたりして整理しておくことの大切さを無意識に判らせて、畳んだり揃えたりすることを自発的におこなう習慣も身に付けやすい。特に、子供自身が畳んだり揃えたりしたことを親が褒めてあげると、子供の意識も高まって整理整頓の習慣が身につくと云えるが、補助棚板 20 が傾斜していることにより、物品が整理整頓された状態が子供の目に入りやすいため、整理整頓に対する子供の意識が高まって、自発的な習慣の形成に貢献できると云える。

【0038】

なお、ピン 22 を 3 段以上設けて、補助棚板 20 を傾斜姿勢でも高さ調節できるように構成することも可能である。また、補助棚板 30 を複数段配置することも可能である。

40

【0039】

(3). 標識

ハンギングバー 13 には、使用者（児童）に対して衣類収納部 2 であることを視覚的に訴えるための標識 24 が取付けられている。この標識 24 は、10 mm 前後又はそれより厚い木製板から成っており、半袖シャツ（半袖 T シャツ）のミニチュア形状といった外觀になっている。標識 24 の上部には、ハンギングバー 13 に嵌まる丸穴 25 が空いており、標識 24 は、ハンギングバー 13 に対して、その端から嵌め込まれる。従って、ハンギングバー 13 を家具に固定すると、標識 24 を取り外すことはできない。

【0040】

50

図1ではハンガー17は表示していないが、実際には、ハンギングバー13には何本のハンガー17が吊り懸けられているのが普通であり、標識24は、ハンガー17と並んでハンギングバー13に吊支されている。この場合、図2(B)に示すように、標識24は、その全体又は大部分が、ハンガー17に掛けた衣服18の上に位置するように設定している。従って、標識24が衣服の収納スペースを浸食することはない。

【0041】

そして、ハンギングバー13に空のハンガー17が掛けられていたり、衣服が既に掛けられていたりしても、標識24はハンガー17の本体部や衣服の上方に露出しているその全体が児童に容易に視認されるが、標識24が衣服の形態を模して脱いだ服の掛け場所を児童に強くアピールするため、児童は、標識24に誘導されるようにして、衣服を脱ぐと、ハンギングバー13からは取り外して衣服を掛け、再びハンギングバー13に戻して吊り掛けるという動作を取りやすくなる。

10

【0042】

別の視点で見ると、標識24が可愛い人形のような形状であると、児童は親近感が湧いて、自分の代わりに衣服を標識24と並べて仲良くしたいといった心理が生じるとも云える。衣服の形状であると、衣類を掛けるべき場所であることを直截に表示して、児童に対する教育的効果は高いと云えるが、児童が「一緒に並べたい」という心理に基づいてハンガー17を掛ける場合は、標識24から「可愛い」という気持ちを受け取ることが重要になるので、必ずしも衣服を模した形状である必要はなく、例えば、各種キャラクターを模した態様であったり、動物(パンダ、犬、猫、兎、リスなど)を模した態様であったりしてもよい。

20

【0043】

キャラクターにしても動物にしても、全身を模してもよいし、上半身のみ又は頭のみを模してもよい。動物の場合は、頭だけで種類を容易に視認できるので、頭だけを模した態様とするのがよいかもかもしれない。衣服を模した形状とする場合、スカートを模した態様や長袖の上着を模した態様、半ズボンを模した態様など様々の態様を採用できる。1本のハンギングバー13に複数種類の標識24を吊り掛けてもよい。標識24の下端部に穴を空けて、これに防虫剤を吊り掛けることも可能である。或いは、標識24を中空構造に構成して、内部に防虫剤や芳香剤を充填することも可能である。

30

【0044】

更に、標識24に、模した対象に合わせて立体感を付与することも可能である。また、標識を板状に形成した場合、その外形を何らかの物や動物等に似せることには限らず、例えば、外形は単なる四角形状に形成して、物やキャラクター、動物等の形状をくり抜きによって形成することも可能であるし、印刷等で表示することも可能である。標識24を、外形はパンダの頭を似せて、くり抜き穴は犬の頭に似せるというように、外形とくり抜き穴との両方に有意性を持たせることも可能である。

【0045】

(4) 他の実施形態

図3では、他の実施形態を示している。両実施形態は、標識24を、ミニチュアハンガー24aと、これに装着したミニチュア服24bとで構成している。このうち(A)の例では、ミニチュアハンガー24aを板材で形成して、ミニチュア服24bは半袖Tシャツの形態にしている。(B)では、ミニチュアハンガー24aは線材で形成して、ミニチュア服24bは前開き式半袖シャツの形態にしている。ミニチュア服24bは、着せ替え感覚で交換することも可能である。

40

【0046】

この例では、ミニチュア服24bも標識24の構成要素としているが、ミニチュアハンガー24aのみを標識24として機能させることも可能である(但し、ミニチュア服24bも標識24とするのが、子供に対する訴求効果は高い。)。

【0047】

図示した実施形態の家具では、衣類収納部2と棚部1とを並設しているが、本願発明は

50

、衣類収納部のみを備えた家具や、左右の棚部の間に衣類収納部を設けた家具など、様々なタイプの家具に適用できる。衣類収納部に水平回動式の扉を設けることも可能であるが、標識を目につきやすくするという点からは、図示のようなオープンタイプが好ましいと云える。衣類収納部の下方に引出しを配置することも可能であるし、棚部を設ける場合、棚部に引出しを設けることも可能である。

【 0 0 4 8 】

標識は、家具に固定されたハンギングバーに対して、取付け・取り外し可能であるもののその取付け・取り外しが厄介な態様に構成することも可能である。この場合も、請求項 2, 3 のように、ハンギングバーに端からしか挿脱できない構造と同じ効果が発揮される。

10

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 4 9 】

本願発明は、実際に具体化できる。従って、産業上利用可能である。

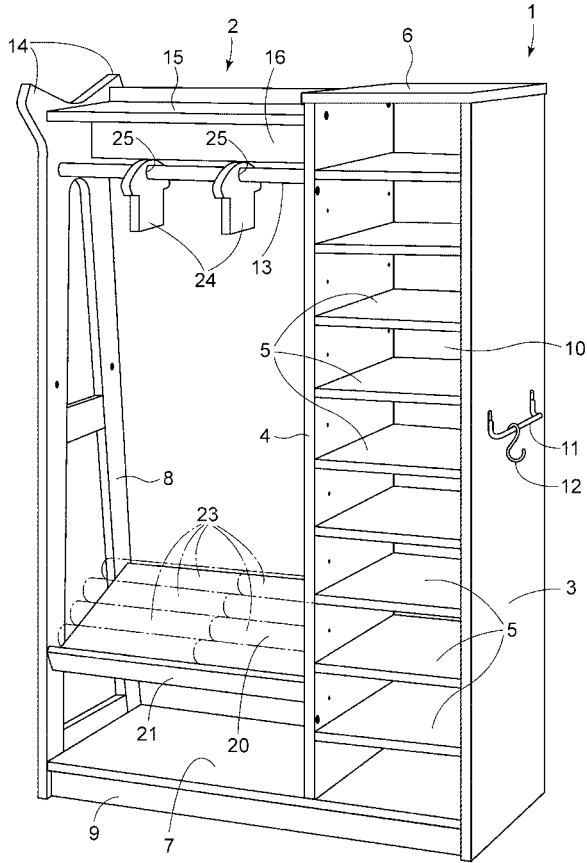
【 符号の説明 】

【 0 0 5 0 】

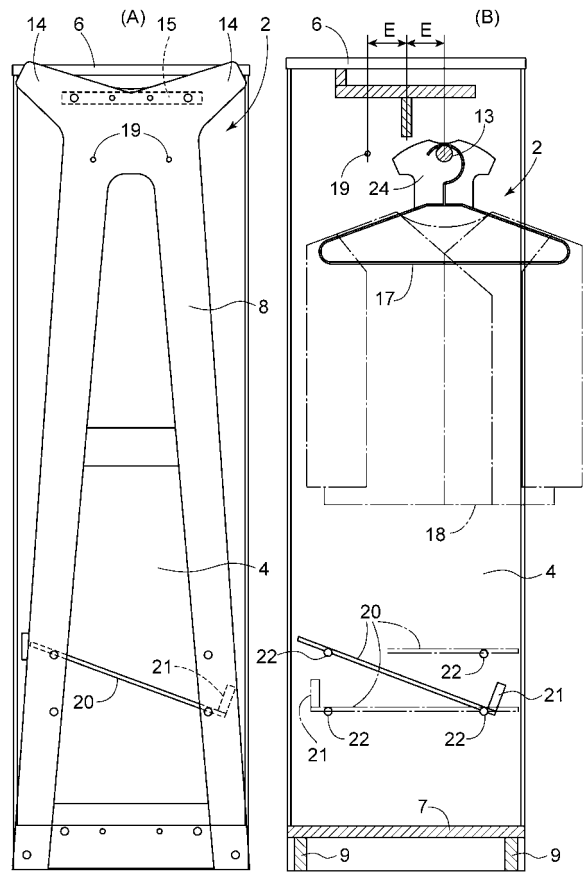
- 1 棚部
- 2 衣類収納部
- 4 中間仕切り板
- 7 底板
- 8 他方の外側板
- 1 3 ハンギングバー
- 1 5 上棚
- 1 6 補強板
- 2 0 補助棚板
- 2 4 標識
- 2 4 a ミニチュアハンガー
- 2 4 b ミニチュア衣服

20

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

